小金井市役所　休 日 窓 口 の ご 案 内

お仕事の都合等により、平日に市役所に来られない方のために、小金井市では休日窓口として、市役所第二庁舎にて一部の窓口を開庁しています。
開庁時間・開庁日・開庁窓口を事前にご確認の上、ご利用ください。

❶注意事項

・休日窓口では、開庁窓口及び取扱業務が平日よりも限られています。詳細は裏面をご覧ください。
・窓口体制が平日と異なるため、お時間がかかる場合があります。
・他の機関への確認が必要な業務等、平日と同様には取扱いできない場合があります。ご利用前に、必ず開庁窓口担当課にご確認ください。

❶開庁時間　午前9時～午後1時

❶開庁日

令和８年度 開庁課	・市民課 ・保険年金課（国民健康保険係）	・市民課 ・保険年金課（国民健康保険係） ・子育て支援課
４月	１２日（日）	２６日（日）
５月	１０日（日）	２４日（日）
６月	１４日（日）	２８日（日）
７月	１２日（日）	２６日（日）
８月	９日（日）	２３日（日）
９月	１３日（日）	２７日（日）
１０月	１０日（土）	２５日（日）
１１月	８日（日）	２１日（土）
１２月	１３日（日）	２７日（日）※1
１月	９日（土）	２４日（日）
２月	１４日（日）	２８日（日）※2
３月	１４日（日）	２８日（日）



© Studio Ghibli

こきんちゃんは、平成20年に市制施行50周年を記念して、スタジオジブリの宮﨑駿氏に描いていただいた小金井市のイメージキャラクターです。

※原則、第2・第4日曜日（翌日の月曜日が閉庁日の場合は、前日の土曜日（網かけ部分））に開庁します。
※開庁日に変更等がある場合は、市ホームページ等にてお知らせします。
※1　12月27日は、システムの都合により保険年金課（国民健康保険係）は開庁しませんのでご注意ください。
※2　2月28日は、システムの都合により市民課の戸籍に関する事項の証明書の交付及びマイナンバーカードへの書き込み等はできませんのでご注意ください。

❶開庁窓口（取扱業務は裏面をご覧ください。）

市民課（第二庁舎1階）
保険年金課（第二庁舎2階）
（国民健康保険係）
▶▶ 第2・第4日曜日（または土曜日）に開庁します。

子育て支援課（第二庁舎3階）
▶▶ 第4日曜日（または土曜日）のみ、開庁します。

❶お問合せ

取扱業務の詳細・必要書類等は下記の開庁窓口担当課へ

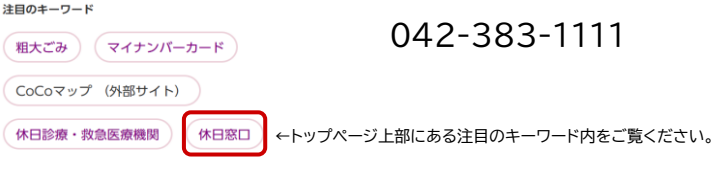
・市民課　042-387-9830
・保険年金課（国民健康保険係）　042-387-9833
・子育て支援課　042-387-9839

ホームページ

https://www.city.koganei.lg.jp/

休日窓口開庁日等は下記へ

・平日は企画政策課へ
042-387-9826
・土曜日、日曜日、休日は市役所代表へ
042-383-1111



休日開庁窓口担当課と取扱業務

取扱業務が平日よりも限られています。また、他の機関への確認が必要な業務等、平日と同様には取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

❶ 第2・第4日曜日(または土曜日)に開庁します。(下記業務以外は取扱っておりません。詳細は担当課までお問合せください。)

担当課	取扱業務		注意事項・持ち物等
市民課 (第二庁舎1階) **☎042-387-9830**	マイナンバーカードの交付		市が送付した交付通知書を受け取った方が対象です。事前に市民課へお問合せください。
	転入届、転出届、転居届		本籍地等、他市区町村への照会が必要な場合、または本籍事項の変更が伴う場合は取扱いできません。 転入届には転出証明書(注)が必要です。 (注)マイナンバーカードをお持ちの方で、カードを用いた転出(特例転出)をされた方は転出証明書に代わってカード(暗証番号の入力をしていただきます)をお持ちください。 ただし、カードを用いた転入(特例転入)は他市区町村端末と連携が必要なため、取扱いできない場合があります。 ※国外からの転入届は、他市区町村端末との連携等が必要となるため、取扱いできません。
	住民票の写しの交付(除票の写しを除く)		請求できる方は、本人及び同一世帯の方です。 その他の方は、委任状が必要です。 なお広域交付住民票は交付できません。
	住民票記載事項証明書の交付		
	年金現況証明書の交付		
	住民票除票の写しの交付		請求できる方は、本人のみ。その他の方は委任状が必要です。
	印鑑登録・廃止申請		手続きが複雑です。事前に市民課へお問合せください。
	印鑑登録証明書の交付		印鑑登録証(カード)または印鑑を登録したマイナンバーカードが必要です。
	戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の交付		届け出をしてから交付できるまでに日数がかかる場合があります。 請求できる方は、戸籍に記載されている方またはその配偶者及び直系血族にあたる方です。 その他の方は委任状が必要です。 事前に市民課へお問合せください。 ※広域交付による戸籍証明書等は交付できません。
	除籍・改製原戸籍の謄本、抄本の交付		
	戸籍の附票の交付(除籍の附票を含む。)		
	身分証明書の交付		請求できる方は、本人です。その他の方は、委任状が必要です。
	戸籍届出の受領		他市町村等への照会ができないため、届出をお預かりします。
	不在住・不在籍証明書の交付		
	町名地番変更証明書の交付		事前に市民課へお問合せください。
	母子健康手帳の交付		本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
	畜犬登録事務		飼い犬の登録事項の変更届の際に、他市町村への照会が必要な場合等を除きます。
	※各種届出や証明書等交付の際にご本人確認を実施しています。マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等をお持ちください。 ※転入・転居・戸籍届出等により住所や氏名等に変更があった場合には、窓口にマイナンバーカードをお持ちください。記載事項変更手続が必要です。		
保険年金課 (第二庁舎2階) **☎042-387-9833**	国民健康保険業務	加入の手続き(資格取得届)	事前に必要書類等をご確認ください。 職場等の健康保険を離脱された方は、その資格喪失日が確認できる書類と本人確認できる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。 ※過去や現在の就労状況、世帯構成等によって加入できる健康保険が異なりますので、事前に保険年金課へお問合せください。
		やめる手続き(資格喪失届)	新しく職場等の健康保険に加入された方は、国保と職場の健康保険両方の資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。
		転居・世帯主変更等の手続き(資格異動届)	資格確認書または資格情報のお知らせと本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
		資格確認書の再交付等	本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
		療養費受付	診療報酬明細書、領収書、診断書、資格確認書または資格情報のお知らせ、通帳等をお持ちください。 申請内容により必要書類が異なりますので、事前に保険年金課へお問合せください。
		高額療養費受付	市から送られた申請書をお持ちの方のみ受け付けます。 申請書、領収書、通帳をお持ちください。
		出産育児一時金・葬祭費受付	事前に必要書類等をご確認ください。 出産育児一時金の貸付申請は、事前に保険年金課へお問合せください。
		保健事業(人間ドック等)受付	各病院に予約をされた後、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの上、補助金申請をしてください。
		簡易申告	前年の収入が分かるようにして来庁ください。
	※後期高齢者医療及び国民年金事務は、休日窓口では行っていません。		

❶ 第4日曜日(または土曜日)のみ、開庁します。(下記業務以外は取扱っておりません。詳細は担当課までお問合せください。)

担当課	取扱業務	注意事項・持ち物等
子育て支援課 (第二庁舎3階) **☎042-387-9839**	児童手当の新規申請及び異動申請受付	申請者の加入医療保険の分かるもの(3歳未満の子どもがいる方のみ)・預貯金通帳・マイナンバーカード(新規申請のみ)等をお持ちください。
	児童育成手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本等、理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	児童扶養手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本等、理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	愛育手当の新規申請及び異動申請受付	在籍証明欄に施設等代表者が記入・押印した申請書、預貯金通帳をお持ちください。
	子どもの医療費助成(乳幼児・義務教育就学児・高校生等)の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	子どもの加入医療保険の分かるもの(資格確認書、資格証明書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の写し等)、マイナンバーカード(新規申請のみ)、医療費領収書・印鑑・受給者の口座情報(現金給付申請時のみ)等をお持ちください。
	ひとり親家庭等医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	戸籍謄本等、理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	各種手当の受給証明交付	印鑑をお持ちください。
	児童扶養手当受給者JR定期割引券、都バス・都営地下鉄無料パスの交付	児童扶養手当証書、印鑑、特定者資格証明書(申請時または更新時は写真が必要)をお持ちください。